保健所３－１

不利益処分の内容	特定給食施設の設置者に対する命令		
根拠法令及び条項	健康増進法第 23 条第 2 項		
担　当　課	健康・子育て推進課	処分権者	市　長
設　定　日			

処分基準を設定しない理由

法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。

保健所３－２

不利益処分の内容	誇大表示の禁止に係る命令		
根拠法令及び条項	健康増進法第 66 条第 2 項		
担　当　課	健康・子育て推進課	処分権者	市　長
設　定　日			

処分基準を設定しない理由

法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。

不利益処分の内容	医療費支給認定の取消し		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 19 条の 6 第 1 項		
担　当　課	健康・子育て推進課	処分権者	市　長
設　定　日			

処分基準を設定しない理由

法令において基準が言い尽くされているので、処分基準は設定しない。